

## 産婦健康診査・1か月児健康診査の費用の一部を助成します

板橋区では令和8年4月より、産婦の方と赤ちゃんのからだところの健康を守るため、健康診査の費用の一部を助成します。

- **対象者** (下記の全てに該当する方)
  - ▶ 令和8年4月1日以降にご出産された産婦の方と赤ちゃん
  - ▶ 健診受診日が**令和8年4月1日～9月30日まで**の方
  - ▶ 健診受診日に板橋区に住民登録がある方

※**留意事項**

- ▶ 令和8年4月1日～令和8年9月30日までに健診を受診された方は、受診票をご利用できません。
- ▶ **令和8年10月以降に都内の契約医療機関で受診される方は受診票をご利用ください。**

### ● 対象となる健診と回数

	時期	回数
産婦健康診査	出産後2か月までに受診した健康診査	2回まで
1か月児健康診査	生後28日から生後41日までに受診した健康診査 (出生日を0日目とする。)	1回まで

※産婦健康診査は、助産所でも受けられます。  
※産婦健康診査は、流産・死産された方も受けられます。

### ● 申請方法

#### 《都内の契約医療機関で受診された場合》

#### Step 1 医療機関にて健診費用を一旦お支払いください

※産婦健康診査を受診する場合は、**板橋区からの依頼文**を医療機関にお渡しください。  
 ※健康診査の結果は、母子健康手帳に記載するよう医療機関にご依頼ください。  
 ※領収書・明細書は大切に保管ください。紛失された場合は、償還払いの手続きが行えません。  
**板橋区からの依頼文は下記の区公式ホームページからダウンロードできます。**

#### Step 2 電子申請フォームより償還払いの申請をしてください

※申請は、原則1回のみです。すべての健診を終えてからご申請ください。  
 ※申請期限は、出産した日より**1年未満**です。(2026年4月1日に出産された方は2027年3月31日までが申請期間)  
 ※申請に必要なもの：①母子健康手帳  
 ②健診の領収書や明細書  
 ③振込口座がわかるもの

申請フォーム



#### Step 3 申請後、約2～3か月で口座に振り込まれます。

※助成金額については、決定通知書でお知らせいたします。

### ● その他

- ▶ 電子申請フォームからの申請が難しい場合は、下記問合せ先にご連絡ください。
- ▶ **健診受診日が令和8年10月以降の場合は、受診票をご利用ください。**



# 里帰り出産などにより都外医療機関にて健診をお受けになった方

里帰り出産などにより、契約医療機関以外（都外医療機関や一部助産所など）で産婦健康診査・1か月児健康診査をお受けになった方は、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金申請と併せてご申請ください。

## ● 申請方法

### 《都外の医療機関で受診された場合》

#### Step 1 医療機関にて健診費用を一旦お支払いください

- ※産婦健康診査を受診する場合は、**板橋区からの依頼文**を医療機関にお渡しください。
- ※健康診査の結果は、母子健康手帳に記載するよう医療機関にご依頼ください。
- ※領収書・明細書は大切に保管ください。紛失された場合は、償還払いの手続きが行えません。  
板橋区からの依頼文は下記の区公式ホームページからダウンロードできます。

#### Step 2 健康推進課へ郵送または健康福祉センターの窓口にてご申請ください

- ※申請方法に関する詳細は、**区公式ホームページ**をご確認ください。
- ※申請期限は、出産した日より**1年未満**です。（2026年4月1日に出産された方は2027年3月31日までが申請期間）
- ※申請時に必要な持ち物に関しては、下記の表をご確認ください。

区公式ホームページ



#### Step 3 申請後、約2～3か月で口座に振り込まれます。

※助成金額については、決定通知書でお知らせいたします。

	必要書類	詳細
1	申請書兼請求書	<ul style="list-style-type: none"><li>区公式ホームページよりダウンロードできます。</li><li>窓口にてご申請される場合は、窓口でも記入できます。</li></ul>
2	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"><li>表紙</li><li>産婦健康診査の受診結果のページ（出産後の母体の経過／母親自身の記録）</li><li>1か月児健康診査の受診結果のページ</li></ul> <p>【妊婦健康診査、新生児聴覚検査も申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>妊娠中の経過</li><li>新生児聴覚検査の受診結果</li></ul>
3	領収書 <small>窓口：レシート不可・コピー不可 郵送：コピー可</small>	次の項目の記載が必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>受診者氏名</li><li>診療年月日</li><li>領収金額</li><li>医療機関などの名称・所在地・電話番号</li><li>領収印</li></ul>
4	診療明細書	<ul style="list-style-type: none"><li>検査項目などが記載されている書類</li></ul>
5	振込口座がわかるもの	口座名義は次のとおり <ul style="list-style-type: none"><li>妊婦健康診査、産婦健康診査、1か月児健康診査、新生児聴覚検査のすべて：妊産婦</li><li>妊婦健康診査、産婦健康診査のみ：妊産婦</li><li>1か月児健康診査、新生児聴覚検査のみ：保護者</li></ul>
※	未使用の受診票	※妊婦健康診査、新生児聴覚検査を申請する場合、未使用の受診票が必要です。 提出がない分は助成できません。